

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準に関する条例の事前協議における事業系一般廃棄物の処理に関する指導指針

清掃事業課

(趣旨)

第1 この指針は、市川市宅地開発事業に係る手続及び基準に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、事業系一般廃棄物及び資源物集積場（以下「集積場」という。）の設置及び使用等に関する基準及び条例適用事業対象建築物の完成後に、当該建築物のうち事業の用に供する部分（以下「事業供用部分」という。）から排出される事業系一般廃棄物等の適正処理をするための必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、清潔で快適な住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において、掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 事業者 廃棄物の排出事業者
 - (2) 事業系一般廃棄物 一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物
 - (3) 対象面積 事業供用部分の延べ床面積のうち、事業系一般廃棄物及び資源物の排出対象となる面積
- 2 以下の各号に定める用途に供する部分は、通常人が現在しない場合に限り、協議のうえ、前項第3号の対象面積に含まないものとすることができる。
- (1) 倉庫又は物入
 - (2) 玄関又は風除室
 - (3) 廊下又はホール
 - (4) 階段、エレベーター又はエスカレーター
 - (5) 更衣室（専ら顧客が使用する場合を除く。）
 - (6) 便所及び洗面所
 - (7) 浴室及び脱衣室
 - (8) その他、通常人が現在しないため廃棄物が排出されないと認められる部分
- 3 第1項に定めるもののほか、この指針において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(集積場の設置及び使用)

第3 この指針において、集積場の設置に関する細目については、次のとおりとする。

1 保管容量及び保管面積の算定基準

- (1) 建築物に設置する事業系一般廃棄物集積場の面積は、事業供用部分から排出される事業系一般廃棄物の排出量及び保管日数に応じて、次の(ア)～(ウ)により十分な保管容量及び保管面積を確保すること。
 - (ア) 対象面積が1,000㎡以上の建築物及び飲食店舗については、別紙の1の算定基準により保管容量及び保管面積を算定し、算定面積以上の事業系一般廃棄物集積場を確保すること。
 - (イ) 飲食店舗以外の建築物で、対象面積が次の(a)から(c)に該当するものについては、各(a)から(c)に定める保管面積以上の事業系一般廃棄物集積場を確保すること。
 - (a) 500㎡未満 1㎡以上
 - (b) 500㎡以上750㎡未満 1.5㎡以上
 - (c) 750㎡以上1,000㎡未満 2㎡以上
 - (ウ) (イ)の(a)のうち、対象面積が50㎡未満の事業施設については、協議のうえ、集積場を設けないこともできる。

- (2) 対象面積が1,000 m²以上の建築物については、(1)の(ア)により確保する事業系一般廃棄物集積場とは別に、別紙の2によって算出した面積以上の資源物集積場を確保すること。
- (3) 大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）の適用を受ける建築物については、同法の指針に示された算定方法によること。

2 設置基準

- (1) 集積場は、倉庫、物置等、他の用途と兼用しないこと。
- (2) 家庭用廃棄物の集積場が設置される場合、家庭用廃棄物の集積場とは別に設置し、事業系廃棄物の集積場であることを表示すること。
- (3) 収集車両への積み込みが容易な場所に設置すること。
- (4) 廃棄物の飛散、流出等を防止するための囲いを設けること。屋根又は覆いがない場合は、カラス、犬猫等による散乱防止のためのネット等の対策を講ずること。
- (5) 集積場は常に清潔な衛生状態を保つよう維持管理を行うこと。
- (6) 周囲に悪臭や衛生上の問題等が生じないように、必要に応じて洗浄設備及び排水設備等の対策を講ずること。

（事業系一般廃棄物等の適正処理に関する事項）

第4 この指針において、事業系一般廃棄物等の適正処理に関する細目については、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物については、市川市クリーンセンターに自ら搬入するか、市の許可を受けた収集運搬業者に処理を委託することにより、事業者自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 事業者は、廃棄物の減量及び資源化に努めること。
- (3) 産業廃棄物については、千葉県知事の許可を受けた収集運搬業者に処理を委託すること。
- (4) 建築者は竣工後、事業者に対し、その事業活動によって生じた廃棄物を適正に処理をするよう周知すること。
- (5) その他、市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に定める事業用大規模建築物に該当する場合は、同条例第16条により必要な届出をすること。

（提出書類）

第5 提出書類については、次に掲げるものとする。

- (1) 関係行政機関協議申出書（条例施行規則様式第6号）
- (2) 事業区域の案内図（住宅地図の写し等に事業区域の印をつけたもので可）
- (3) 土地利用計画図（建物の位置及び集積場等の位置がわかるもの）
- (4) 建物概要図（各階平面図、立面図等、建物の利用形態、延べ床面積等がわかるもの。）
- (5) 廃棄物集積場の構造図、パンフレット等（構造、形状等がわかるもの）

（その他）

第6 協議申請書の計画内容に変更が生じた場合及びこの指針により難い特別な事情がある場合等については、次のとおりとする。

- (1) 事業区域及び事業区域の面積等に変更が生じた場合は、再度協議を行うこと。
- (2) 前項以外の軽微な変更については、速やかに変更内容について届け出ること。
- (3) その他、この指針により難い特別な事情がある場合は、別途協議し定めるものとする。

（附則）

- (1) この指針は、平成25年9月1日から施行する。

別紙

1 事業系一般廃棄物集積場の算定基準

対象面積が1,000㎡以上の建築物及び店舗（飲食店）における事業系一般廃棄物集積場の保管面積は、次の算定式を用いて算出された保管容量に相応する60リットル丸型ポリ容器（1個当たり容量は15kg）の個数を収納できる面積とし、集積場の設置にあたっては算出面積以上の面積を確保すること。ただし、使用する容器（ストッカー等）が決定している場合には、面積の算出にあたって、60リットル丸型ポリ容器に替えて当該容器を用いることができる。

事業系一般廃棄物集積場の算出面積（60リットル丸型ポリ容器の個数） = $\frac{\text{「対象面積（㎡）」} \times \text{「事業用途別1日当たり排出基準（表1・kg/㎡）」} \times \text{「保管日数（日）」}}{\text{「60リットル丸型ポリ容器1個当たり容量（15kg/個）」}}$
--

表1 事業用途別 1日当たり排出基準

事業用途	単位排出量
事務所	0.04 kg/㎡
文化・娯楽施設	0.03 kg/㎡
店舗（飲食店）	0.20 kg/㎡
店舗（物品販売） デパート・スーパー	0.08 kg/㎡
ホテル・旅館	0.06 kg/㎡
学校	0.03 kg/㎡
病院・診療所	0.08 kg/㎡

※複合用途の建築物の場合は、それぞれ用途ごとの対象面積を基に保管容量を算出し、それらを合算して保管面積を算定すること。

※介護施設、老人ホームなどで入居者数が定められている場合は、居住者占有部分につき、1日当たりの排出基準を1人当たり1kgとして、入居者数を乗じた数を保管容量とすることができる。

※上記事業用途に該当しない建築物については、協議のうえ排出基準を定めるものとする。

※事業系一般廃棄物の保管日数は、2日を原則として算定するものとする。

※ポリ容器1個の収納面積は0.5625㎡（0.75m×0.75m）とする。

※ポリ容器の収納面積については、棚を用いた上下2段の収納として算定する（床面積を2分の1とする）こともできる。この場合は、上段の棚の高さは概ね0.8～1.0m程度とすること。

2 資源物集積場の算定基準

対象面積が1,000 m²以上の建築物における資源物集積場の保管面積は、事業用途及び対象面積に応じて、1の事業系一般廃棄物集積場とは別に、次の表2により算出した面積以上の面積を確保すること。

表2 事業用途別 資源物集積場の面積基準

事業用途 \ 対象面積	1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	50,000 m ² 以上 100,000 m ² 未満	100,000 m ² 以上
事務所	4 m ² 以上	4 m ² + $\frac{(\text{対象面積} - 10,000 \text{ m}^2) \times 3 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2}$	16 m ² + $\frac{(\text{対象面積} - 50,000 \text{ m}^2) \times 2 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2}$	26 m ² 以上
店舗(飲食店)				
学校		以上	以上	
病院・診療所				
店舗(物品販売) デパート・スーパー、 ホテル・旅館	4 m ² 以上	4 m ² + $\frac{(\text{対象面積} - 10,000 \text{ m}^2) \times 4 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2}$		40 m ² 以上
文化・娯楽施設	3 m ² 以上	3 m ² + $\frac{(\text{対象面積} - 10,000 \text{ m}^2) \times 2 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2}$	11 m ² + $\frac{(\text{対象面積} - 50,000 \text{ m}^2) \times 1 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2}$	16 m ² 以上
		以上	以上	

※複合用途の建築物の場合は、各用途の対象面積のうち最も大きい割合を占める用途の基準を用いて全体を算定するものとする。

【計算例】

事務所 (2,200 m²) + 飲食店 (450 m²) の場合

- ・ 排出基準 = 0.04 kg / m² (事務所)、飲食店 0.20 kg / m²
- ・ 保管日数 = 2 日
- ・ 保管方法 = 60 リットル丸形ポリ容器 (15kg)

各用途の排出基準を、用途面積ごとに適用します。
保管日数は2日を標準とします。

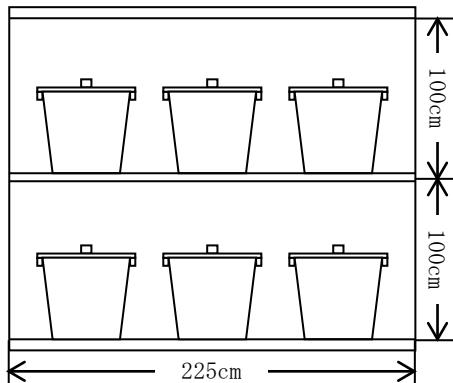
【①事業系一般廃棄物集積場の算定】

必要ポリ容器数 ⇒

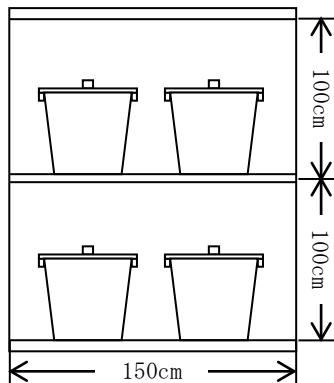
$$[2,200] \text{ m}^2 \times [0.04] \text{ kg} \times [2] \text{ 日} \div [15] \text{ kg} + [450] \text{ m}^2 \times [0.20] \text{ kg} \times [2] \text{ 日} \div [15] \text{ kg} \approx 24 \text{ 個}$$

各用途ごとに算定面積を算出し、合計してポリ容器の個数を求めます。

[2段構造の倉庫型で24個を保管する場合 = 2棟]



(正面)



(側面)

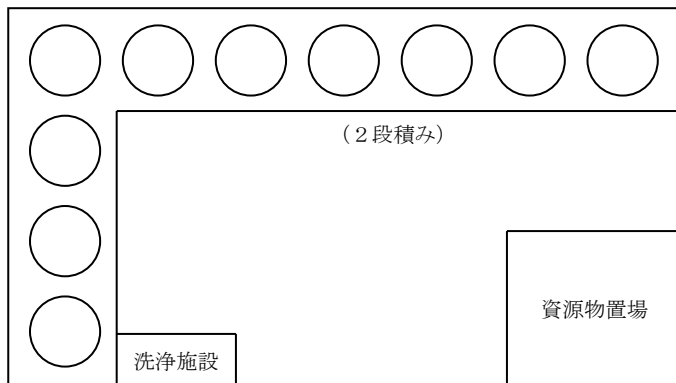
2段積みの場合、棚の高さは概ね80~100cmとしてください。

【②資源物集積場面積の算定】

必要面積 (計 2,650 m²、うち最大割合(2,200 m²)の事務所の算定基準を用いる)

⇒ 10,000 m²未満 = 4 m²以上

[例 ; 集積場平面図]



事業系一般廃棄物集積場と資源物集積場とは別々に確保します。

市川市 環境部
清掃事業課
連絡先 047-712-6318